

令和6年度 下関市男女共同参画に関する事業所アンケート

I. 貴事業所の概要について

問1 貴事業所の主な業種区分はどれですか。(○は1つ)

- | | |
|------------------|----------------|
| ア. 建設業 | ク. 不動産業、物品賃貸業 |
| イ. 製造業 | ケ. 宿泊業、飲食サービス業 |
| ウ. 電気・ガス・熱供給・水道業 | コ. 教育・学習支援業 |
| エ. 情報通信業 | サ. 医療・福祉 |
| オ. 運輸業、郵便業 | シ. サービス業 |
| カ. 卸売・小売業 | ス. その他（具体的に： |
| キ. 金融業、保険業 | ） |

問2 事業所区分はどれですか。(○は1つ)

- ア. 単独事業所 イ. 本社・本店 ウ. 支社・支店・営業所等

問3 貴事業所の従業員数を男女別で教えてください。(令和6年4月1日現在)

区 分	男 性	女 性
正規従業員（社長・店主等含む）	人	人
非正規従業員 （パートタイマー、臨時、人材派遣者等）	人	人

問4 事業主、管理職について、男女別の人数を教えてください。(令和6年4月1日現在)

区 分	男 性	女 性
事業主・常勤役員	人	人
部長相当職	人	人
課長相当職	人	人
係長相当職	人	人

※ 「管理職」とは、企業の組織形態の各部所において、配下の係員等を指揮・監督する役職（専任職、スタッフ管理職等を含む）とし、部長、課長、係長の職名を使用していない場合は、貴事業所の実態にあわせてご判断ください。

Ⅱ. 女性の職業生活における活躍の推進について

問5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）について、ご存知ですか。（○は1つ）

ア. 理解している

イ. 言葉は知っている

ウ. 知らない

問6 貴事業所では、女性が活躍できるようにするため、次のような取組がありますか。（○は①～⑪でそれぞれ1つ）

内 容	実 施 し て いる	実 施 し て い な い	検 討 中
① 女性の採用及び登用を積極的に行っている	ア	イ	ウ
② 女性の活躍に関する一般事業主行動計画を策定している	ア	イ	ウ
③ 女性の活躍に関する担当部局・担当者を設けるなど、事業所内での推進体制を整備している	ア	イ	ウ
④ 女性が少ない職場・職種への女性従業員の配置や、意欲と能力がある女性を積極的に登用している	ア	イ	ウ
⑤ 性別により評価することがないよう、人事考課基準を明確に定めている	ア	イ	ウ
⑥ 管理職や男性従業員に対し、女性の活躍の重要性についての意識啓発を行っている	ア	イ	ウ
⑦ 性別に関係なく、業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修の機会を設けている	ア	イ	ウ
⑧ 仕事と家庭との両立支援制度を整備している	ア	イ	ウ
⑨ 女性の活躍に関するセミナー等に参加し情報収集を行っている	ア	イ	ウ
⑩ 女性従業員からも提案できる制度がある	ア	イ	ウ
⑪ その他（具体的に： ）	ア	—	イ

問7 貴事業所では、女性従業員が活躍するにあたってどのような問題がありますか。（○はいくつでも）

ア. 勤続年数が短いため、長期的な養成計画が立てられない

イ. 女性自身の職業意識が低い

ウ. 女性の家事・子育て・介護などの負担が大きい

エ. 顧客や男性管理職などの理解が得られない

- オ. 安全面などで配慮しなければならない
- カ. 非正規従業員が多く、特定の業務しか与えられない
- キ. その他（具体的に： _____）
- ク. 特に問題はない

Ⅲ. 従業員の育児・介護との両立支援について

問8 就業規則において、育児休業期間は、お子さんが何歳になるまでと規定されていますか。

ア. 歳になるまで イ. 規定していない

問8-1 直近の事業年度（または把握できる直近の1年間）における、従業員又はその配偶者が
出産した人数と、育児休業の取得状況を教えてください。

配偶者が出産した男性従業員	人	出産した女性従業員	人
うち育児休業取得者	人	うち育児休業取得者	人
平均取得日数	日	平均取得日数	日

問9 貴事業所では、働きながら育児を行う従業員のため、次のような取組がありますか。(○は①～⑫でそれぞれ1つ)

内 容	取組があり 利用もある	取組はある が利用はない	取組はない
① 勤務時間の短縮	ア	イ	ウ
② フレックスタイム制	ア	イ	ウ
③ 始業・就業時刻の繰り上げ・繰り下げ	ア	イ	ウ
④ 所定外労働時間の制限、深夜労働の制限	ア	イ	ウ
⑤ 託児機能の設置（事業所内、事業所外施設）	ア	イ	ウ
⑥ 育児休業中の従業員への経済的支援	ア	イ	ウ
⑦ 在宅勤務制度（テレワーク）	ア	イ	ウ
⑧ 相談窓口の設置	ア	イ	ウ
⑨ 育児が理由の退職者を再雇用する制度	ア	イ	ウ
⑩ 転勤の免除、勤務地の限定及び選択	ア	イ	ウ
⑪ 子どもの看護休暇制度	ア	イ	ウ
⑫ その他（ ）	ア	イ	ー

問 10 就業規則において、介護休業期間は、何日と規定されていますか。

ア. 目 イ. 規定していない

問１０－１ 直近の事業年度（または把握できる直近の１年間）における、介護休業を取得した従業員の人数と平均取得日数を教えてください。

男性従業員		女性従業員	
介護休業を取得した人数	人	介護休業を取得した人数	人
平均取得日数	日	平均取得日数	日

問１１ 貴事業所では、働きながら介護を行う従業員のために、次のような取組がありますか。（○は①～⑪でそれぞれ１つ）

内 容	取組があり 利用もある	取組はある が利用はない	取組はない
① 勤務時間の短縮	ア	イ	ウ
② フレックスタイム制	ア	イ	ウ
③ 始業・就業時刻の繰り上げ・繰り下げ	ア	イ	ウ
④ 所定外労働時間の制限、深夜労働の制限	ア	イ	ウ
⑤ 介護休業中の従業員への経済的支援	ア	イ	ウ
⑥ 在宅勤務制度（テレワーク）	ア	イ	ウ
⑦ 相談窓口の設置	ア	イ	ウ
⑧ 介護が理由の退職者を再雇用する制度	ア	イ	ウ
⑨ 転勤の免除、勤務地の限定及び選択	ア	イ	ウ
⑩ 介護休暇制度	ア	イ	ウ
⑪ その他（ ）	ア	イ	—

IV. 男女がともに働きやすい職場環境づくりについて

問１２ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についてご存知ですか。（○は１つ）
 ア．理解している イ．言葉は知っている ウ．知らない

問１３ 貴事業所では、働きやすい環境づくりのために、次のような取組がありますか。（○はいくつでも）
 ア．業務の効率化について、各部所等で検討
 イ．ノー残業デーの設定
 ウ．週単位、月単位での残業時間の制限
 エ．在宅勤務制度（テレワーク）
 オ．時間単位の有給休暇取得
 カ．半日単位の有給休暇取得

- キ. 有給休暇取得の推進
- ク. 資格取得など自己啓発のための休暇
- ケ. 健康維持（増進）のための休暇
- コ. 社会貢献のための休暇
- サ. 勤務時間、勤務地、担当業務についての希望調査
- シ. 産業医との面談
- ス. その他（具体的に： _____）
- セ. 特になし

問Ⅰ４ 貴事業所では、セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントを防止するために、次のような取組がありますか。（○はいくつでも）

- ア. 社内報やパンフレット配布等による啓発
- イ. 防止のための研修
- ウ. 相談・苦情窓口の設置
- エ. 相談や苦情を受けた場合の対応マニュアルを作成
- オ. 就業規則へハラスメントの禁止を規定
- カ. 実態把握のための調査
- キ. その他（具体的に： _____）
- ク. 特になし

問Ⅰ４-Ⅰ 直近の事業年度（または把握できる直近の１年間）に、ハラスメントに関する相談がありましたか。（○は１つ）

- ア. あり （ _____ 件 ）
- イ. なし

問Ⅰ５ 貴事業所では、性的少数者に対する配慮に関して、どのような取組をしていますか。（○はいくつでも）

- ア. 理解促進のためにポスター等を掲示している
- イ. 理解促進のために研修を開催している
- ウ. 事業所内に相談窓口を設けている
- エ. 事業所内の環境（トイレ等）を整備している
- オ. 取り組んでいない
- カ. その他（具体的に： _____）

問Ⅰ 6 職場における男女共同参画の推進について、市の事業や政策にどのようなことを望まれますか。

(○は3つまで)

- ア. 保育施設や保育サービスなどの子育て環境の充実
- イ. 高齢者や病人のための施設や介護サービスの充実
- ウ. 出産・育児・介護・看護制度導入に関する経済的支援
- エ. 広報誌やパンフレットなどによる男女平等と相互理解や協力についての啓発
- オ. 事業所向けの、男女共同参画に関する情報の提供や講座の開催
- カ. 事業者が行う研修会等へ講師の派遣・紹介
- キ. 法律や制度の周知・啓発及び女性の活躍のための情報提供
- ク. 結婚・妊娠・出産のために退職した従業員の再雇用推進策（相談・研修等）の実施
- ケ. 女性の職業教育、訓練の機会の充実
- コ. 女性の医療・健康づくりへの支援
- サ. 企業や女性のための相談機関の充実
- シ. 研修・講座等、男女共同参画に関する社会教育の推進
- ス. 市内の事業所によるネットワークづくり
- セ. 女性の活躍や仕事と家庭の両立などに積極的に取り組んでいる事業所の表彰、PR
- ソ. 男女共同参画推進に取り組む企業に対する入札等における優遇措置の導入
- タ. その他（具体的に： _____）
- チ. 特になし

問Ⅰ 7 職場における男女共同参画について、貴事業所が特に推進されている取組や、ご意見等ございましたらご記入ください。

■ よろしければ、ご記入をお願いいたします。

貴事業所名			
ご担当部署名		ご担当者名	
TEL		FAX	
※ 市からのお知らせをメールで送信させていただいてもよろしいですか。(○で囲んでください。)			
はい いいえ			
e-mail			

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒にて、令和6年12月27日(金)までに郵便ポストに投函してください。
切手は不要です。